

春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会要綱

(設置)

第1条 春日井市市民活動促進のための基本指針を策定するため、春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 春日井市市民活動促進のための基本指針の策定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動に関して優れた識見を有する者
- (2) 市民団体等の代表者又は市民団体等から推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 策定委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。